

有田市ホームページ有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、有田市有料広告掲載要綱（平成18年有田市訓令第27号。以下「要綱」という。）に基づき、有田市のホームページ（以下「ホームページ」という。）への有料広告（以下「広告」という。）掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 広告は、ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、申請者の事業内容、広告及びリンク先のホームページの記載内容は、要綱第2条の規定に準ずるものとする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦50ピクセル×横129ピクセル
- (2) 8Kバイト以内
- (3) GIF形式
- (4) アニメーションは可とする。ただし、画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切り替えまたは点滅の間隔を2秒以上に確保すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現のものは不可。

第3条 広告の枠数は、最大10枠とする。

第4条 広告の掲載場所は、ホームページのトップページとし、当該ページ内での掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載は1月を単位とし、掲載期間は1月以上12月以内とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

- 2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。
- 3 広告掲載期間に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長は行わないものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1月間1件当たり10,000円とする。ただし、連続する複数月を申込み場合は、一つの申込みで、3ヶ月間から5ヶ月間の場合は1月当たり8,000円とし、6ヶ月間から12ヶ月間の場合は1月当たり7,000円とする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 ホームページ等により広告の掲載希望者を公募するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人等に対し広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、有田市ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の2月前の15日までに、提出しなければならない。

- 2 広告原稿については、電子データによるものとし、CD等の記録媒体に記録して提出するものとする。
- 3 データ提出後、広告内容が不相当と判断した場合は、データを差し替えてもらうものとする。
- 4 広告の申込みは、1月につき1件とする。ただし、同一広告原稿において、連続する複数月の申込みをすることができる。

（広告掲載の決定）

第9条 前条に規定する広告掲載の申込み（以下「掲載申込み」という。）があったときは、要綱第6条に規定する有田市広告掲載審査委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、掲載枠を超えて掲載申込みがあった場合は、抽選により決定するものとする。
- 3 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申請者に有田市ホームページ有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後有田市の指定する方法により、指定する期日までに全額納入しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第11条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、申請者の責めによらない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を負わないものとする。

（申請者の責任等）

第12条 広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

- 2 広告原稿等の作成経費は、申請者の負担とする。

附 則

この基準は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

有田市ホームページ有料広告掲載申込書

年 月 日

有田市長 様

申請者住所

名称

代表者名

電話番号

FAX 番号

有田市ホームページにバナー広告を掲載したいので、有田市ホームページ有料広告掲載取扱基準第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1. 掲載希望月

_____年 _____月から _____年 _____月の _____月間

2. リンクするホームページアドレス

(_____)

3. 広告掲載料

_____円

4. 広告原稿

別添のとおり

5. 申込みにおける承諾事項

- (1) 掲載広告は、有田市有料広告掲載要綱第2条の各号に該当しないものとします。
- (2) 広告の掲載位置については、有田市の決定に従います。
- (3) 広告原稿に関する一切の責任及び費用は、申請者が負うものとします。
- (4) 広告掲載料は、指定する期日までに全額納入します。
- (5) 市税の収納状況調査に同意します。

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

有田市長 印

有田市ホームページ有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について下記のとおり掲載
(する・しない) ことになりましたので通知します。

記

1. 掲載内容等

広告原稿のとおり

ホームページへの掲載月

年 月～ 年 月

広告掲載料

円

2. 有田市有料広告掲載要綱、有田市ホームページ有料広告掲載取扱基準及び有田市ホームページ有料広告掲載申込書の承諾事項に従うこと。

3. 掲載しない場合の事由